

令和5年度

介護職員初任者研修・生活援助従事者研修
支援事業費補助金

募集のご案内

【申請受付期間】

令和5年7月3日（月）～令和6年3月11日（月）＜必着＞

【問合せ・提出先】

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁12階）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係

TEL：058-272-8289、FAX：058-278-2639

令和5年6月

岐阜県健康福祉部 高齢福祉課

令和5年度 介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金の募集について

1 補助金の趣旨

岐阜県では、介護職員の確保と資質向上を図るため、介護職員初任者研修 又は 生活援助従事者研修の修了、かつ、県内の介護保険事業所で介護職員として3か月以上継続して就労していることを条件に、当該介護職員を雇用する事業者が負担した当該研修の受講に係る経費を助成します。

2 補助対象事業者

県内で次に掲げる事業のいずれかを行う法人が対象となります。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
- イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
- オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- カ 法第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する地域支援事業

3 補助対象となる期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月11日（月）

※ 令和5年4月1日（土）以降に受講料の支払い及び研修を受講開始し、令和6年3月11日（月）までに研修を修了、支払いを完了している必要があります。

4 補助対象となる経費

事業者が、「5 補助対象となる介護職員」で示す介護職員に関して、研修事業者に直接支払った受講経費、又は、介護職員が負担した受講経費に対して当該職員に支払った支給金

- ※ 領収書の日付けは、補助対象期間内のものに限りません。
- ※ 受講経費には、必須テキスト代及び実習費を含みます。ただし、交通費、振込手数料、補講料及び追試受験料等は補助対象外です。また、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外します。
- ※ 支給金については、給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したものに限りません。また、立替えや貸付けなど、当該職員から返還させるものは対象になりません。

5 補助対象となる介護職員

次のいずれかに該当する介護職員

- ① 研修修了後事業者と雇用契約を結び、申請時点で事業者が運営する県内の事業所に介護職員として3か月以上継続して就労し、かつ、申請時においても就労が継続されている者。
- ② 研修修了時点で事業者が運営する県内の事業所に介護職員として就労しており、申請時点で事業者が運営する県内の事業所に介護職員として3か月以上継続して就労し、かつ、申請時においても就労が継続されている者。

- ※ 雇用形態は、常勤・非常勤を問いません。
- ※ 補助対象となる介護職員は、直接、事業者と雇用契約を結んでいる場合であり、派遣職員は対象外です。
- ※ 本事業の申請に係る研修経費について、他に補助等を受けている場合は対象外です。

6 補助金額

- ・介護職員初任者研修 上限8万円／1人
- ・生活援助従事者研修 上限4万円／1人

7 申請手続き

補助要件を満たした時点で、速やかに以下の書類を揃えて提出してください。

<提出書類>

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 所要額（精算額）調書（別紙1）
- ③ 受講した介護従事者の就労証明書（別紙2）
- ④ 受講経費の領収書（写）又はクレジット契約証明書（利用証明書）

※ 宛名が、介護従事者本人 又は 補助事業者 のものに限りませぬ。

※ 下記の事項が全て記載されている必要があります。

- ア 研修事業者の名称
- イ 研修の受講に要した経費であること
- ウ 研修受講者の氏名
- エ 領収額（又はクレジット領収額）
- オ 領収日（又はクレジット契約日）
- カ 分割によりクレジット契約を締結した場合は支払い回数
- キ 領収印

○個人の氏名が記載された払込金受領証等について

補助事業者が、金融機関・コンビニエンスストアで受講経費を払込取扱票等により支払った場合、研修機関によっては、受講生個人の氏名が記載された払込金受領証等を領収書の代わりとされるケースがあります。

この場合は、払込金受領証等と併せて、補助事業者が受講料を支出したことが確認できる書類（会計伝票の写し等）を提出してください。

- ⑤ 受講料、テキスト代等の内訳が分かる書類（研修案内等）
- ⑥ 補助事業者が介護従事者に研修費用を支給した場合は、支給明細書の写し
- ⑦ 研修機関が発行する修了証明書（写）

※ 提出書類の他、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。なお、提出書類等の返却は致しません。

※ 提出書類の様式は、県高齢福祉課のウェブサイトからダウンロードできます。

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護人材確保 > 令和5年度介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26280.html>

<申請受付期間>

令和5年7月3日（月）～令和6年3月11日（月）<必着>

8 審査及び結果の通知

審査の上、補助金の交付決定及び額の確定の通知を行います。

9 請求書の提出

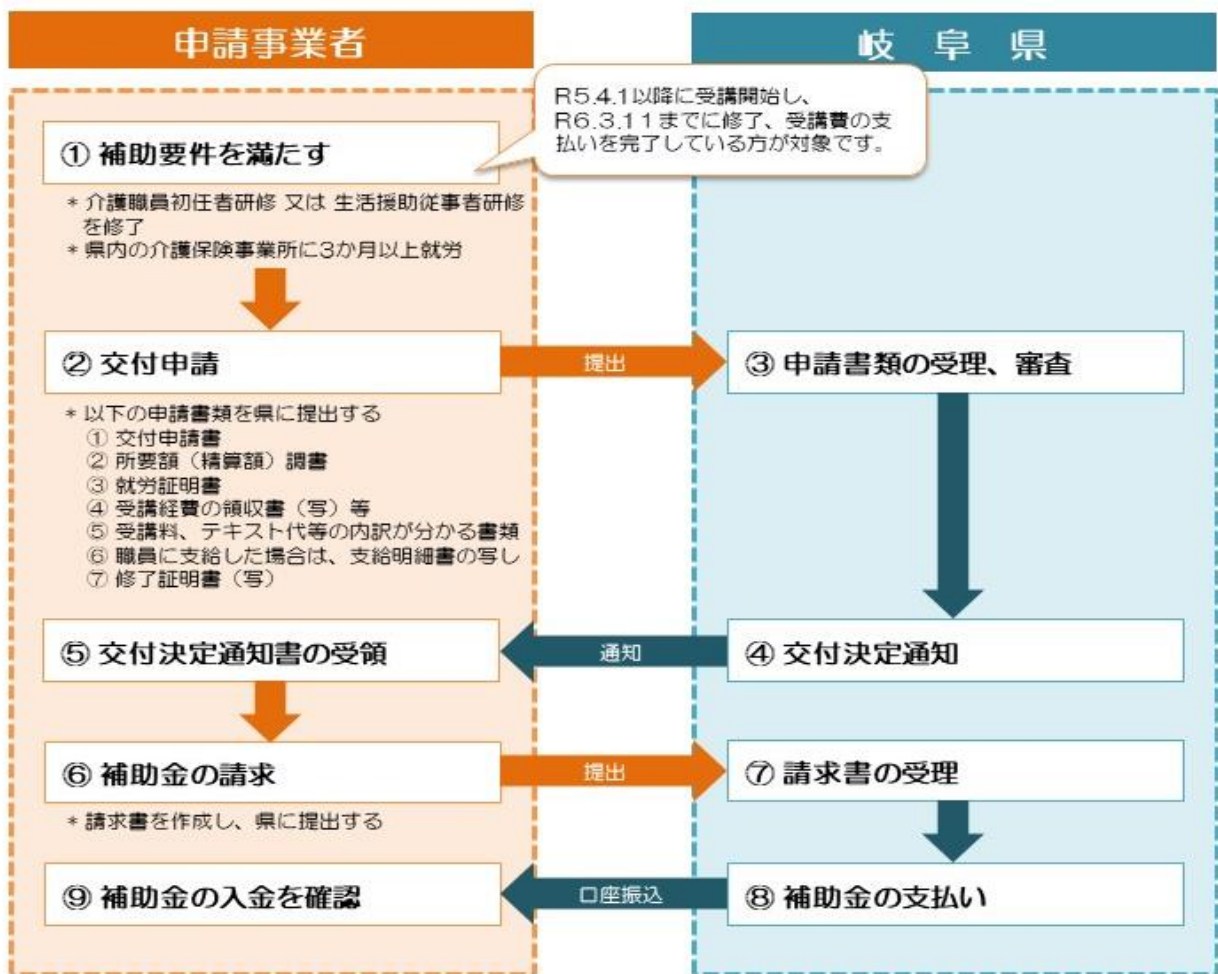
通知を受けた事業者は、請求書（第4号様式）を県へ提出してください。

10 その他

この募集案内は、本制度の概要を簡略に記載したものです。

詳細な内容は、介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金交付要綱の規定によります。

< 申請手続きの流れ >



【問合せ・提出先】

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁12階）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係

TEL：058-272-8289

FAX：058-278-2639

E-mail：c11215@pref.gifu.lg.jp